

平成 29 年度第 1 回国立大学法人富山大学医療安全管理業務監査結果報告書要約

国立大学法人富山大学医療安全管理業務監査委員会規則に基づき、監査を実施しましたので、以下の通り報告します。

1. 監査方法

医療法施行規則第 9 条の 2 3 の 9 号に準じ、国立大学法人富山大学附属病院の医療安全管理業務について、管理者及び医療安全業務関係者等から、説明聴取、資料閲覧の方法により報告を求め、医療に係る安全管理について監査を実施しました。

2. 監査結果

①医療安全管理体制について

- 1) 附属病院医療安全管理委員会について、名称の統一が望ましい。
- 2) インシデント報告件数について、病床 600 余床の規模の病院として、もう少し報告を促す事が望ましい。
- 3) 病院全体の医療安全に関わるマニュアルと部門別・診療行為別マニュアルについて、内容の整合性の確認が望ましい。
- 4) 医療安全改善計画を年度当初に作成し、年度末に結果報告を行っているが、中間評価の実施が望ましい。

②医療法施行規則の改正に伴う承認要件の見直しに係る体制について

- 1) 医師、薬剤師及び看護師は専従で医療安全管理部門に配置されているが、業務内容の策定が期待される。

平成 29 年 7 月 31 日

国立大学法人富山大学医療安全管理業務監査委員会
委員長 小坂 健夫
(金沢医科大学医療安全部長)